

神奈川県動物愛護センターにおける犬猫の保護、譲渡等の状況(令和3年度)

保 護		R3	前年	前年比
犬	飼えなくなった犬	56	31	25
	所有者不明	138	163	▲ 25
	前年度からの繰入	19	26	▲ 7
	計	213	220	▲ 7

譲渡等		R3	前年	前年比
犬	返還	89	104	▲ 15
	県民に譲渡	63	62	1
	ボランティアに譲渡	44	34	10
	新たな飼い主へ譲渡**	(14)	(9)	
	収容中の死亡	5	1	4
	殺処分	0	0	—
	翌年度への繰越	12	19	▲ 7
	計	213	220	▲ 7

保 護		R3	前年	前年比
猫	飼えなくなった猫	416	233	183
	所有者不明	159	192	▲ 33
	前年度からの繰入	79	79	0
	計	654	504	150

譲渡等		R3	前年	前年比
猫	返還	0	1	▲ 1
	県民に譲渡	202	91	111
	ボランティアに譲渡	318	311	7
	新たな飼い主へ譲渡**	(182)	(224)	
	収容中の死亡	25	22	3
	殺処分	0	0	—
	翌年度への繰越	109	79	30
	計	654	504	150

※ ( ) 内はボランティアから新たな飼い主へ譲渡した頭数で内数。  
(令和4年3月31日時点のボランティアからの報告に基づく)

○ 表中の数値には、相模原市、藤沢市及び茅ヶ崎市(寒川町含む)の取扱い分を含む

- 動物愛護センターでは、横浜市・川崎市・横須賀市を除く県内地域の犬や猫などの保護を行っています。
- 収容中に死亡した犬・猫は殺処分から除きます。
- 保護した犬や猫のうち、回復の見込みがない病気やケガによる苦痛がある場合などには、やむを得ず安楽死処置をすることがあります。
- 神奈川県では、道路などの公共の場所で、病気であったり、交通事故などでケガをしている猫については、その収容や治療などを(公社)神奈川県獣医師会に委託しています。このうち、瀕死の状態で治療が望めない猫などについては、やむを得ず安楽死処置をしています。